

東京大学の再雇用制度及び職員評価制度に関する苦情処理要項

(平成22年4月1日 総長裁定)

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人東京大学における再雇用制度及び職員評価制度に関する苦情処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする苦情)

第2条 この要項において対象とする苦情は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 再雇用制度に基づく再雇用の可否及び配置先等に関するもので、苦情の事由が発生した日から60日以内に申出のあったもの
- (2) 職員評価制度に基づく評価の実施手続及び評価結果に関するもので、苦情の事由が発生した日から90日以内に申出のあったもの

(苦情の受付)

第3条 人事部長の統括のもとに苦情受付窓口を置く。

2 苦情受付窓口は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 前条各号に規定する苦情の申出の受け、申出事項の整理及び関係部署等への取次ぎ
- (2) 前条第2号に規定する苦情を申し出た者への次条第2項に規定する対応結果の通知、連絡調整等
- (3) その他苦情の受付に附随する業務

(苦情の申出及び対応)

第4条 第2条に規定する苦情の申出は、原則として教職員本人が次の各号に掲げる様式により行う。

- (1) 第2条第1号に規定する苦情 別紙1
- (2) 第2条第2号に規定する苦情 別紙2

2 第2条第2号に規定する苦情については、原則として当該関係部局及び本部人材育成課が協力し、誠意を持ってすみやかに対応にあたり解決を図る。

(苦情処理委員会の設置)

第5条 第2条各号に規定する苦情（前条第2項に規定する対応により解決が図られたものは除く。）について、適切な対応をするため、再雇用制度及び職員評価制度苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 第2条第1号に規定する苦情に対応する委員会の任務
 - イ 再雇用制度に基づく再雇用の可否及び配置先等に関する苦情に対する調査・審議
 - ロ イに掲げる調査・審議の結果についての人事部長への報告
 - ハ イに掲げる調査・審議の結果についての苦情を申し立てた本人への通知
- (2) 第2条第2号に規定する苦情に対応する委員会の任務
 - イ 職員評価制度に基づく評価結果に関する調査・審議
 - ロ イに掲げる調査・審議の結果に基づく適切かつ必要な措置の提案・勧告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と判断する任務

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第7条 委員長は、次条第1号に規定する委員の中から総長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。

(1) 総長が指名する者 若干名

(2) 教職員過半数代表者又は同代表者が推薦する者 若干名

2 前項の委員のほか、必要に応じ学識経験者等若干名を委員として加えることができる。

(任期)

第9条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の者)

第10条 次条の規定により開催される委員会において、委員長が必要と認めるときは、苦情を申し出た教職員、当該教職員が所属する部局の長等に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(開催)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する事項があった場合には、すみやかに開催しなければならない。

(1) 第2条第1号に規定する苦情の申出があったとき。

(2) 第4条第2項に規定する対応では解決できなかったとき。

(3) 総長又は委員長が必要と判断したとき。

(委員会の運営)

第12条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。

2 委員長は、調査・審議等を適切に行うために必要があると認めるときは、特定の議案について委員の一部を議事に加えないことができる。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(庶務)

第13条 この要項に関する庶務は、本部人事企画課において処理する。ただし、第2条第2号に規定する苦情に係る事案については、本部人材育成課において処理する。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。

2 再雇用苦情処理委員会要項（平成18年11月29日総長裁定）及び東京大学職員評価制度に関する苦情処理規則（平成20年9月30日総長裁定）は廃止する。

附 則

この裁定は、平成25年10月1日から実施する。

苦 情 申 出 書 (再雇用に関すること)

平成 年 月 日

総 長 殿

申出人 所 属
職 名
氏 名

以下のとおり再雇用に関する苦情を申し出ます。

申出の具体的な内容 (理由等)

受付日：平成 年 月 日
受付者：所属・職名
氏名

苦 情 申 出 書 (職員評価に関すること)

平成 年 月 日

総 長 殿

申出人 所 属
職 名
氏 名

以下のとおり職員評価に関する苦情を申し出ます。

1 . 申出の内容 (該当する内容に を付す)

[評価の実施手続に関するもの / 評価結果に関するもの]

2 . 申出の対象となる評価の種類 (該当する評価に を付す)

[役割達成度評価(組織目標推進シート) / 職務行動評価(職務行動シート)]

3 . 申出の具体的な内容 (経緯・理由等)

受付日：平成 年 月 日

受付者：所属・職名
氏名